

1 谷口雅史議員

- 1 コロナ禍の中、企業の地方分散の契機にチャンスを生かせ
- 2 新型コロナウイルス感染症拡大防止で帰省自粛の学生に町の特産品を
- 3 就学援助認定世帯に通信費1万円の支給を



1 コロナ禍の中、企業の地方分散の契機にチャンスを生かせ

コロナのリスク回避のため、茶類販売大手のルピシアは6月26日、臨時株主総会を開き、本社を現在の東京都渋谷区から後志管内ニセコ町に移転することを決めた。管理部門や商品開発などの担当者をニセコ町に移し、今冬までにグループ全体で100人規模の拠点にする。来年には新たな本社棟を町内に建設。コロナ禍で都市部中心の働き方が見直される中、拠点を東京から地方に移す動きの報道がありました。

7月15日付で本社の登記を食品工場があるニセコ町元町に変更。グループ会社2社とも同時に移転する。今冬までに東京の社員ら20～30人をニセコ町に移し、食品製造・販売のルピシアグルマン、ニセコ町、などと合わせ、従業員100人体制にする。東京・渋谷の拠点も当面は維持をする。都会に住まないビジネスができないという理由はもうないとも話されています。また、富山県上市町は、空き家を活用したサテライトオフィス誘致事業を始めました。2020年度6月補正予算に事業費として1,000万円を計上。同事業では、オフィス開設を検討する企業が町内を視察に訪れる際の費用や空き家をオフィスに改修するための費用、オフィス開設後の運営費等に対し補助金制度も設けている。すでに6月から、3年以上の事業実績を有する事業者を対象として、オフィス候補地視察申込の受付を開始した。同町は、今春からの新型コロナウイルス感染拡大を受けて、都市部の事業者が地方にオフィス移転を検討しているケースが見受けられることから、同事業の実施に踏み切った。都市部在住の町出身者の同窓会等でも、同事業について情報発信するなど、町が有する首都圏とのネットワークを活用した募集により、6月末までに2社が町への視察に訪れたとのこと。今後も同事業を推進し、空き家の有効活用及び雇用創出といった地域の課題解決につなげたいと考えている。新型コロナ禍の中、働き方の変化による地方の優位性や毎日1千万人が通勤・通学する都市が健全なのか、住みたい地域で仕事をするなど、我が町にもチャンスがあると思います。先進地・事例などを参考に大いに宣伝することが必要と思いますが、町長の所見は。

【答 弁】
町 長：

コロナ禍の中、企業の地方分散の契機にチャンスを生かせとして、新型コロナ禍の中、働き方の変化による地方の優位性や毎日1千万人が通勤・通学する都市が健全なのか、住みたい地域で仕事をするなど、我が町にもチャンスがあると思う。先進地・事例などを参考に大いに宣伝することが必要と思うが町長の所見はについてのご質問であります。

国による、生産性向上を目的とした働き方改革において、生活と仕事の調和、いわゆるワークライフバランスの向上に繋がるものとして、ICT・情報通信技術を活用した、時間や場所にとらわれない柔軟な働き方であるテレワークが注目されており、民間企業において、その導入が推進されております。

こうした中、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、新しい生活様式の実践の一つとして、3密の回避をするため、所属するオフィス以外に遠隔勤務が可能な施設を就業場所とするサテライトオフィスの導入が、進められてきており、都市部におけるコロナ禍からの回避と合わせ、地方に目を向ける企業が増える中で、地方型サテライトオフィス誘致に向けた施策を展開する自治体の動向が注目されているところであります。

本町といたしましても、サテライトオフィスの誘致による雇用創出の可能性や、移住・定住の促進など、その有用性を認識する中で、空き家・空き店舗の有効活用も踏まえた、受け入れ環境の整備について検討を始めており、当地域の有する自然環境・アクセスなどの魅力発信なども含め、検討を加速させてまいりたいと考えております。

また、都市部に向けた情報発信につきましては、昨年度、町の観光大使として任命した東京ふる里岩内会のネットワークの活用、さらには、本定例会に補正予算として提案いたしました、観光プロモーション事業は、観光PRのみならず、町の認知度向上を目的とした、シティプロモーションの要素を含んだものであり、これらデジタルツールの活用を積極的に展開していくことも、有効であると考えております。

いずれにいたしましても、大都市一極集中に代表される社会問題を背景に、働き方改革やコロナ禍における様々な対応に加え、情報通信技術の飛躍的発展、災害時におけるリスク分散など、地方が持つ優位性に注目が高まる中で、地域間競争も激しくなることが予想されることから、他地域との差別化を図り、魅力ある施策展開に努めてまいります。

2 新型コロナウイルス感染症拡大防止で帰省自粛の学生に町の特産品を

新型コロナウイルス感染症拡大防止で帰省自粛の学生に町の特産品を届けてあげたいという事業が話題になっています。

羅臼町は、新型コロナウイルス感染拡大防止で、帰省自粛を強いられた学生に特産品をプレゼントした。4月末で受付を終了し、65件あった希望者全員に発送を済ませた。

同取り組みは、湊屋稔町長の発案によるもので、おうえん特産品小包みと称し、対象は町外で暮らす町出身の16～30歳の高校生や予備校生、専門学校生、大学生。本人または家族からの申込に対応した。内容は羅臼昆布ラーメンやさけとば、ふりかけ、レトルト食品など、常温保存でき、1人暮らしの学生でも食べやすい羅臼特産の加工品約4,000円分。町内の事業者から町が商品を買上げ、梱包、発送した。受け取った学生からは感謝や喜びの声が届いたという。町では、地元を離れ不安を抱えて暮らす学生に対し、少しでも応援になればとしています。

真似のようには見えますが、我がふるさとには多くの特産品があります。ふるさと岩内町を忘れないためにもまた、岩内町に若者が戻ってきていただくためにも大変大事なことと思いますが、町長の所見は。

【答 弁】
町 長：

新型コロナウイルス感染症拡大防止で帰省自粛の学生に町の特産品をについてのご質問であります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、大学や専門学校などでは、2月末から臨時休校となり、4月以降も多くの大学等では、面接授業が実施出来なく、リモート授業に切り替えて対応するなど、多くの学生はパソコン画面を通じての学習が続いており、不安な中での生活を強いられている状況にあると言われております。

加えて、5月のゴールデンウィーク並びに8月のお盆の時期における、ふるさとへの帰省についても、不要不急の移動の自粛や慎重な行動が呼びかけられ、帰省を自粛せざるを得ない状況にもありました。

こうした状況下にある地元を離れた学生に対し、給付金や特産品を送るなどの支援策を講じる自治体もあることは、承知しておりますが、本町におきましては、ふるさと岩内を忘れないためにも、道内・道外問わず、地元を離れて生活をする大学生などの岩内出身者が、郷土に対する想いを忘れずに、愛着や誇りを持ち続けて頂くためには、特産品の提供のみならず、ふるさとの変わらない景色や、慣れ親しんだ行事に関する情報発信、幼少期からの郷土愛の醸成が必要不可欠なものと考えており、これまでも地域における様々なイベントや学習の場の創出、地域外の方々へふるさとの情報が届くよう、ユーチューブやインスタグラムなど、多様な情報ツールを活用し、情報発信に努めているところであります。

こうしたことから町では、新型コロナウイルス感染症の影響で、様々な行事やイベントが抑制されている状況において、特に進学・就職を控えた岩内高校3年生につきましては、残り少ない岩内での学生生活を思い出深いものにして頂きたいとの想いもあり、現在、岩内高校とも相談・調整をしながら、郷土愛を育み、若い世代へのエールとなるような事業などを検討しているところであります。

いずれにいたしましても、今後も本町出身の若者が町を離れたとしても、ふるさとへの愛着や、ふるさとが身近な存在であるという感覚を、いつまでも持ち続けられるよう、地域行事の情報発信や学習機会の創出に努めると共に、将来を見据え、ふるさとへのUターンがより現実的な選択肢となるように、雇用の場の創出や、相談窓口の充実に努めて参りたいと考えております。

3 就学援助認定世帯に通信費 1 万円の支給を

本年 6 月新型コロナウイルス感染拡大の中、小中学校へのタブレット端末の貸与に向け、その購入費用に要する補正予算を専決処分し、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用されたところでもあります。そのような中、各家庭での通信料金が問題になります。

兵庫県猪名川町は、町立小中学校の全児童・生徒を対象としたタブレット端末の貸与に伴い、就学援助認定世帯に対して、通信費 1 万円を支給すること。同町では、町内の全校にタブレット端末を配備する準備を進めていたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響で臨時休校が長期化したため、家庭学習用にタブレット端末の導入を早めた。学習の遅れを取り戻すために役立ててもらおうと、6 月末までに約 2,700 人の児童・生徒に貸与し、夏休み期間中に実施予定の家庭学習にも活用する。子育て世帯の中には、通信環境が整っていない場合も想定し、7～8 月の就学援助費に通信費として 1 万円を上乗せする。同町は、夏休み期間に学習ソフトを使った家庭学習を実施する際、全児童・生徒が利用できるようにするとともに、学習状況や健康状態を確認する双方向の連絡にも活用していきたいとしている。

是非、我が町もこれからかかるであろう通信費の助成をと思いますが、町長の所見は。

【答 弁】
教 育 長：

就学援助認定世帯に通信費 1 万円の支給をについてのご質問であります。

準要保護認定世帯への就学援助につきましては、現在、給食や修学旅行、学用品などに対して実施しているところではありますが、教育委員会といたしましても、通信費の援助を実施することは、家庭における通信環境の整備に向けた、有効な手段であると認識しております。

しかしながら、家庭において新たに通信環境を整備するためには、回線工事や通信機器の購入などの初期費用のほか、毎月の通信費なども必要となり経済的負担が大きくなることが想定されます。

そのため、通信環境が整備されていない家庭の児童生徒につきましては、臨時休校となった場合などには、3密を避けるなどの配慮をし、学校でタブレット型端末を使用して、通信環境が整備されている家庭の児童生徒と同様の授業を受けるようにすることで、保護者の経済的な負担を増やすことなく、学習機会を確保することができるものと考えております。

こうしたことから、現在、就学援助認定世帯に対する通信費の援助につきましては、実施する予定をしておりません。

いずれにいたしましても、就学援助認定世帯の児童生徒が経済的な理由により学習の機会を確保することができないということがないよう、引き続き、必要な援助につきまして関係部署と協議・検討をまいります。